



# ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

コラム

## 経営改善に向けて

ある会社の経営改善の取り組みのお手伝いをさせていただくこととなりました。認定支援機関による「経営改善計画策定支援事業」という形でのお手伝いです。

その会社では、いくつかの分野において複数の事業に取り組んでおられます。一部の事業では、従来から売上が不安定となる傾向もありましたが、今年に入って新型コロナウイルスの影響も相まって、大幅な売上減少と赤字の計上となってしまいました。このまま放置しては、さらに赤字が拡大する可能性があります。

これまで金融機関から資金が必要となる度に融資を受けてきましたが、資金繰りが苦しくなる中で新たな融資も難しく、結果的に返済を一旦止めてもらうことになりました。返済を一旦止めるとしても、いつまでも待ってくれるわけではありません。半年なら半年と期限を決めて、その間に経営改善の取り組みを進めなければなりません。そして再度返済を猶予してもらうためには、新たに改善計画を立てて、金融機関に認めてもらわなければなりません。そのためにしっかりと改善計画が必要となるのです。

教科書的には、利益を残すためには、大きくは ①売上を増やす ②粗利益率を上げる ③固定費を削減するの3つしかないと言われます。それらを並行的に進めていく上において、まずは正確な部門別損益をしっかりと把握し分析することが不可欠です。

社長との打ち合わせの中で、まずは各事業ごとに数字で正確に損益を把握し、赤字の原因を分析することの重要性を伝えました。そして、全体として利益を残していくために、一つ一つの事業でしっかりと利益を残せるよう、赤字部門については廃止または縮小の検討が必要となります。

また、会社の状況を客観的に拝見しながら、社長他へのヒアリングを行いますと、機能面においても、様々な課題が見えてきます。材料調達の安定化・製造管理の精度向上・販売先拡大への営業展開・取扱商品の拡充・不良債権の管理・近隣環境変化による影響の予測と対策・事業後継予定者の役割拡大など、いずれも早急にアクションが必要と考えられます。これらの課題についても、社長他へのヒアリングや働きかけを通じて、改善への道筋をつけてまいります。

私どもは、赤字を解消し利益を出すための改善策に対して、明確な答えを持っているわけではありませんが、数字の把握と分析をスピーディーかつ正確に実施できる仕組みをつくり、会社＝社長が正しい意思決定ができるようにサポートします。そして、社長の意思決定を支え、経営改善計画の策定とその実践のフォローを通じて、一日も早く会社の事業が正常化され、安定し成長される会社に戻っていただければ幸いです。



情報

P2

## ワンストップ特例制度と引っ越しについて

ふるさと納税を行った後、ワンストップ特例制度を利用されている方はいらっしゃいますか？

### □ ワンストップ特例制度とは

ふるさと納税をした方が、確定申告をしなくても、寄付金控除が受けられる仕組みです。ワンストップ特例制度を利用するには、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入して、各納税先の自治体に申請書を提出する必要があります。また、申請条件が3つあります。

- ①確定申告をする必要がない給与所得者であること。
- ②1年間の寄付先が5自治体以内であること。
- ③申し込みのたびに納税した各自治体へ申請書を郵送すること。

確定申告の必要がないため、多くの方が利用されているワンストップ特例制度ですが、このワンストップ特例制度を利用されている方の中で、地方自治体のミス等により、個人住民税が減額されていないケースがまれにあるそうです。

減額されていないケースで考えられるのが、ワンストップ特例申請書の提出後に『転居』した場合です。転居した場合、寄付をした方がその寄付先に対して「申告特例申請事項の変更届出書」を提出することが必要になります。この変更届出書の提出を失念してしまうと、転居後の住所地の自治体に情報が伝わらず、ワンストップ特例の適用がなかったものとみなされてしまいます。

このため、提出を失念してしまった場合は、転居前の住所地の自治体が寄付者に対して「通知」を行うことになっているそうです。この「通知」によりワンストップ特例の適用がないことが分かれば、寄付者が確定申告を行うことによって、転居後の住所地の自治体で寄付金控除を受けることができます。

ただ、自治体によっては、この「通知」を失念しているケースがあるそうです。「変更届出書の提出」と「通知」という2つの手続きが行われないと、ふるさと納税の寄付金控除が受けられなくなってしまいます。

住民税の額をみて、寄付金控除が受けられてないことに気づく方もいらっしゃれば、なかには寄付金控除が受けられなくなっていることに気づかない方もいらっしゃいます。念のため、5月～6月頃に配布された「特別徴収税額の決定通知書」に記載されている控除額と「寄付金の合計額ー2,000円」が一致しているかどうか、今一度確認しておくとうれしいです。

〈参考〉総務省 ふるさと納税 ポータルサイト

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/080430\\_2\\_kojin.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_



情報

## G Biz ID を使って行政サービスを利用しませんか

P3

G Biz ID とは、企業から国への申請に関わる複数の行政サービスを、ひとつのアカウントで利用を可能とする認証システムです。G Biz ID のアカウントを取得することで、従来 jGrants（補助金申請システム）や保安ネットに加えて、社会保険手続きの電子申請といった複数の行政サービスを利用できるようになり、とても便利です。

G Biz ID のアカウントには g Biz エントリー・プライム・メンバーと3種類あり、それぞれ利用できる行政サービスや申請に必要な書類などが違います。特に g Biz ID プライムのアカウントID発行までの期間は書類を提出後約2週間程度かかるのでご注意ください。

弊事務所でも g Biz ID プライムのアカウントIDを取得し社会保険手続きの電子申請を行っております。詳細は <https://gbiz-id.go.jp/top/>

06-6225-7877【受付時間】9:00~17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）でご確認ください。

### □ G Biz ID で利用できる主な行政サービス一覧

一部抜粋

サービス名	担当省庁
jGrants（補助金申請システム） <a href="https://jgrants.go.jp">https://jgrants.go.jp</a> 公募から事後手続まで全プロセスをデジタル化した補助金申請システム	経済産業省
社会保険手続きの電子申請 <a href="https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov2.html">https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov2.html</a> 社会保険の手続きを電子申請で行うための「届書作成プログラム」の提供や利用方法などについてご紹介	ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）0570-007-123（ナビダイヤル）
経営力向上計画申請プラットフォーム <a href="https://www.keieiryoku.go.jp/">https://www.keieiryoku.go.jp/</a> 経営力向上計画を認定された事業者は税制や金融の支援等が受けられます。	経済産業省ほか （申請する事業分野に応じて担当省庁が異なります。）
IT 導入補助金 2020 <a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a> IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったIT ツールを導入する経費の一部を補助する制度です。	経済産業省 中小企業庁 独立行政法人中小機構基盤整備機構

（記事担当：村瀬）

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX